

## 山梨県管理の道路に関する賠償責任保険契約に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和7年4月24日

山梨県知事 長崎 幸太郎

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 件名

山梨県管理の道路に関する賠償責任保険契約

#### (2) 内容等

入札説明書及び仕様書による

#### (3) 契約期間

令和7年6月1日午後4時から令和8年6月1日午後4時まで

### 2 一般競争入札の参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 山梨県内に営業店を有し、次の入札参加資格を全て満たす者であること。
  - ① 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加資格者名簿において登録業種（役務）の「保険」に登録されている者であること。
  - ② この公告の日から開札の日までの間に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 本県または他の自治体との契約実績があり、ノウハウを有していること。

### 3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館7階  
山梨県 県土整備部 道路管理課 道路管理担当  
電話番号 055-223-1695 (直通)  
メール dourokanri@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和7年5月7日(水)までの、山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の(1)の場所において交付する。また、電子メールによる交付を希望する場合は、令和7年5月7日(水)午後1時までに電子メールにて3(1)に掲げるメールアドレス宛に入札説明書交付を希望する旨、連絡先(電話番号、ファックス番号)、法人名、担当部署、及び担当者名を受領したいメールアドレスから送信し、必ず電話でメールの着信を確認すること。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から令和7年5月8日(木)午後5時までに必着で3の(1)の場所に持参又は郵送で提出する。持参の場合は、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。郵送の場合は、令和7年5月8日(木)午後5時までに必着で提出すること。なお、書留郵便とすること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年5月16日(金) 午前10時00分から  
甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁防災新館403会議室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他入札に関する事項は入札心得(別紙)を確認すること。

#### 4 その他

- (1) 落札者が契約締結までの間に「2 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (2) 最低制限価格  
設定しない
- (3) 入札保証金  
免除（山梨県財務規則第108条の2第2号による。）
- (4) 契約保証金  
契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 違約金の有無  
有
- (7) その他詳細は入札説明書による。